

平成 29 年第 4 回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合









だきますので、お願いいたします。場長

場長（浜島 靖） 管理者選挙につきまして、補足の説明を申し上げます。管理者の任期につきましては、中部知多衛生組合規約第10条第3項に2年と定められており、現在の任期は平成27年12月25日から平成29年12月24日まででございます。以上、補足の説明とさせていただきます。

議長（川原和敏） お聞きのとおりでございますので、お願いいたします。日程第4「管理者選挙」を行います。管理者は、当組合規約第10条第1項の規定により、組合議会において、組合市町の長の中から選挙することになっております。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。それでは、議長において指名をいたします。管理者に常滑市長 片岡憲彦氏を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました、片岡憲彦氏を当選人と定めることにいたしてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました片岡憲彦氏が管理者に当選されました。ただいま当選されました片岡憲彦氏には、本席から当選告知をいたします。ここで、管理者の承諾及び就任あいさつをお願いします。管理者、常滑市長。



います。今回の改正による失業等給付の変更内容につきまして、1点目、失業等給付は、年齢や離職理由により給付される期間が定められておりますが、雇用情勢が悪い地域に居住する者等については、給付日数が60日延長されたこと。2点目、失業等給付の一つである移転費は、これまで公共職業安定所が紹介した職業に就くため住所を変更する場合に給付されておりましたが、その給付対象に職業紹介事業者等が紹介した職業に就く場合が追加されたことでございます。「3施行期日」につきまして、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし、移転費の支給対象の追加については平成30年1月1日から施行するものがございます。恐れ入りますが、議案書にお戻りください。中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正するものとして、関係条文を改めるものがございます。次に、3ページの附則でございますが、第1条では施行期日を規定しております。第2条では経過措置を規定しております。1枚はねていただき、「資料1」の新旧対照表をご覧ください。今回、下線部分を改正するものがございます。4ページまでが改正条例第1条により改定する「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表」でございます。そして、5ページから7ページまでが改正条例第2条により改定する「中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表」でございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます、補足の説明とさせていただきます。

議長（川原和敏） 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



ージにお戻りください。中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものとして、関係条文を改めるものでございます。第1条では、中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとして、恐れ入りますが、4ページの上段までが第1条となります。第2条は、平成30年度からの改正を規定しており、附則において、各条文の施行期日等を規定いたしております。次に、「資料1」の新旧対照表をご覧ください。下線部分を改正するものでございます。5ページまでが、改正条例第1条により改定する平成29年度の改正の新旧対照表でございます。そして、6ページが、改正条例第2条により改定する平成30年度からの改正の新旧対照表でございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます、補足の説明とさせていただきます。

議長（川原和敏） 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とするに決しました。以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにあつたと思います。閉会にあたりまして管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦） 議長のお許しをいただきまして、謹んで閉会のごあいさつを申し上げます。ただいまは、ご提案申し上げました案件につきまして、



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 28 日

議 長 川 原 和 敏

議 員 南 賢 治

議 員 盛 田 克 己